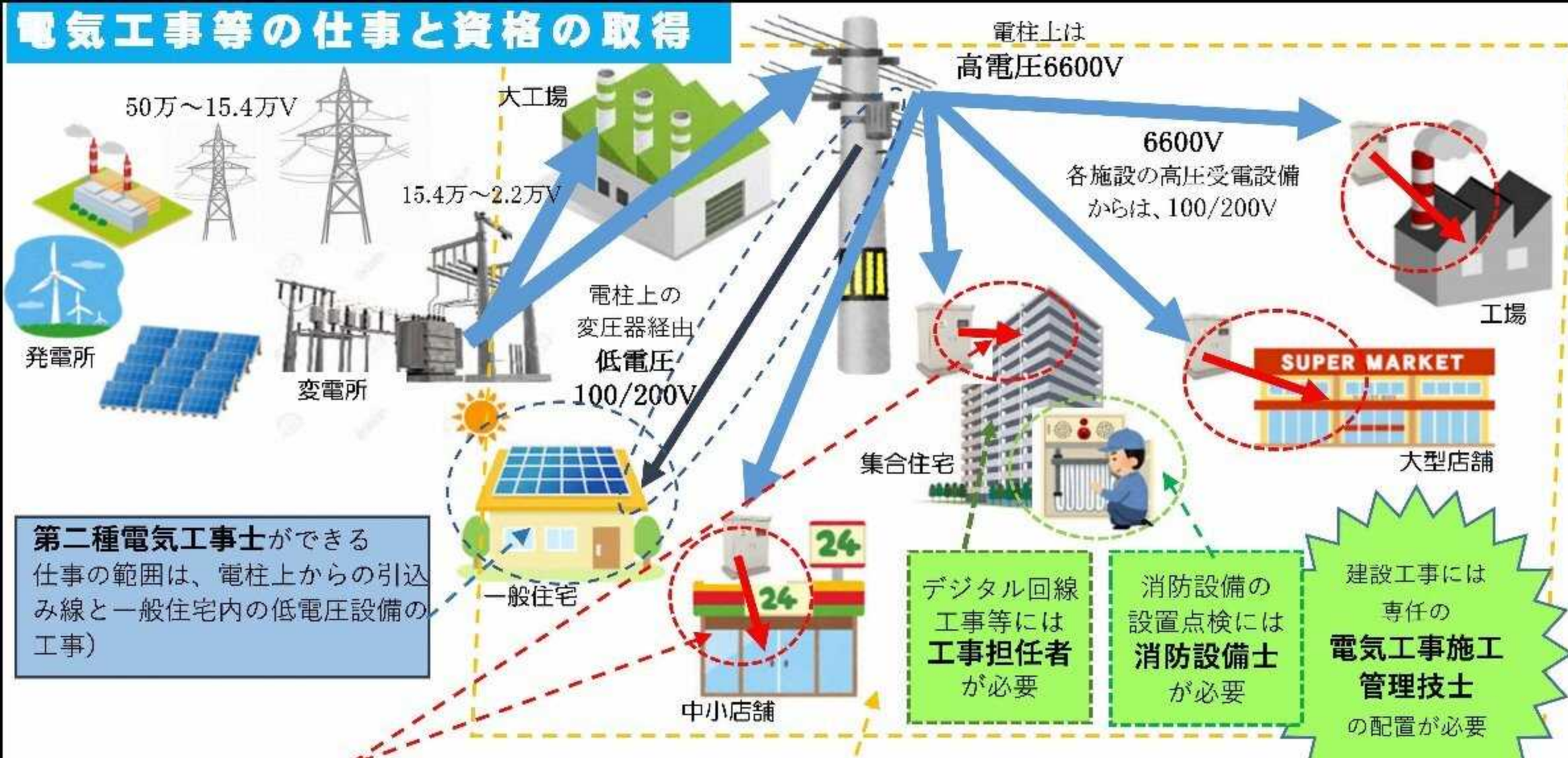


電気工事等の仕事と資格の取得



第二種電気工事士ができる仕事の範囲は、電柱上からの引込み線と一般住宅内の低電圧設備の工事

認定電気工事従事者ができる仕事の範囲は、高圧受電設備から店舗等施設内の低電圧部分の工事

第一種電気工事士の仕事ができる範囲は、一般住宅及び最大電力500kW未満の工場、ビル等の工事（ネオンサイン工事、非常用予備発電装置工事を除く）
※発電所の施設の保守整備等には、別の資格が必要

